

20万円以上の工事の場合は10万円を補助 リフォームの補助金制度を 拡充します!!

市では、建築関係の小規模事業者の受注機会の拡大を図るとともに市民の良好な住環境への改善を支援するため、緊急経済対策として既存の住宅改修資金補助金制度を拡充して実施します。ぜひ、ご活用ください。

☎ 商工観光課 ☎ 479

制度の概要

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民の方に、その費用の一部を補助します。

補助金の額

- ① 10万円(税別)以上20万円(税別)未満の工事の場合：50パーセント(千円未満切捨て)
- ② 20万円(税別)以上の工事の場合：一律10万円

対象工事

- ① 市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
 - ② 補助金の交付が決定されてから着工し、平成23年3月31日までに完了する工事
 - ③ 建物の内外装の修理および修繕、建物の増改築
- ※すでに改修工事に着工している方や、改修工事が完了している方に対しては補助できません。

《対象となる工事の例》

- ◇居室、浴室、台所、トイレなどの改修
 - ◇屋根、外壁などの外装工事
 - ◇畳替え、クロスの張替え、建具、断熱サッシなどの内装工事
 - ◇カーテン、網戸、窓ガラスの交換などは、建物の増改築、内装工事などと一緒に行うものであれば可
- ### 《対象とならない工事の例》
- ◇太陽光発電、冷暖房機器、給湯機器の導入などの設備のみを設置する工事
 - ◇ブロック塀などの外構、住宅と一体でない車庫、庭などの植栽工事

申込資格(次のすべてに該当すること)

- ① 申込日現在、八潮市に1年以上住民登録、または外国人登録をされている方
- ② 申込日現在において市税の滞納のない方
- ③ 対象工事が、市で実施している同様の補助制度の対象とならない方
- ④ 過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

申請期間

10月15日から平成23年3月24日まで(予算枠に達し次第、締め切ります。)

申請の方法

所定の申請用紙などを商工観光課窓口へ持参(郵送不可)してください

(※申請用紙などは、市のホームページからダウンロードできます。)

なお、本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。



「コミュニティバス」の運行が一部変わります。

10月25日から、コミュニティバスの運行が一部変わります。

☎ 交通防災課 ☎ 308

昼間の運行時刻が等間隔になってわかりやすくなります(左表のとおり)。

・「和平橋東」バス停留所が和平橋の西側に移設されて、バス停留所の名称が「和平橋」に変わります。
・「寿楽荘」付近のバスルートが一部変わります。ただし、バス停留所の位置は変更ありません。



時刻表

●西ルート

「八潮駅北口」		
時	分	
7	05	45
8	25	市
9	15	市
10	15	市
11	15	市
12	15	市
13	15	市
14	15	市
15	15	市
16	05	市
17	00	市 40 市
18	20	
19	05	50
20	25	
21	00	

※ 市：市役所経由
□：反時計回り

●北ルート

「八潮駅北口」		
時	分	
6	10	
7	10	プ 40
8	30	プ
9	20	
10	00	プ
11	00	プ
12	00	
13	00	
14	00	プ
15	00	プ
16	00	40
17	15	プ 45
18	45	プ
19	40	
20	37	

※ プ：市民温水プール循環
無印：八潮団地折り返し

※詳しくは、東武バス(株)のホームページ (<http://www.tobu.co.jp/bus/>) でご確認いただくか東武バスセントラル(株)八潮営業所(☎996-0822)へお問い合わせください。